

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、<u>第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号</u>に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、<u>中間事業年度の末日</u>）において、当該銀行が将来にわたつて事業活動を継続すると前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定める</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、<u>第二号、第三号ロ(11)、第四号、第五号</u>並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたつて事業活動を継続すると前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定める</p>

ものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一〜三（略）

四 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。）とする。

一〜四（略）

五 事業年度の末日（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）において、当該銀行持株会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

ものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一〜三（略）

四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一〜四（略）

五 事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2  
~  
4

(略)

2  
~  
4

(略)

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提 (会社計算規則 (平成18年法務省令第13号) 第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提 (会社計算規則 (平成18年法務省令第13号) 第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を拘かける事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4) (略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(16) (略) 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4) (略)</p> <p>第2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(16) (略) 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2年 月 日現在中間貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第2号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2年 月 日現在中間貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p>	<p>別紙様式第2号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2年 月 日現在中間貸借対照表 (略)</p>	<p>第2年 月 日現在中間貸借対照表 (略)</p>
<p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項 ① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> ② <u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> ③ <u>当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> ④ <u>当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(12) (略) 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> ② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</u> ③ <u>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> ④ <u>当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(12) (略) 2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表 (略)</p> <p>2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(15) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表 (略)</p> <p>2 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(15) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案		現行	
別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)	別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)	第1期	第1期
第1期中間決算公告	第1期中間決算公告	(略)	(略)
中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
1 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項	1 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項	① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容	① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容
② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応	② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無	③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由	③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別	④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無	(2)~(17) (略)	(2)~(17) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)	(略)	(略)
第2期中間決算公告(要旨)	第2期中間決算公告(要旨)	(略)	(略)
中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を拘りさせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応の有無</p> <p>③ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>④ 当該事象又は状況を解消し、又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>⑤ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	--

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p><b>別紙様式第6号の2</b> (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提</u> (会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。) は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p>	<p><b>別紙様式第6号の2</b> (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提</u> (会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p>

<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を拘りさせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応の有無</p> <p>③ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>④ 当該事象又は状況を解消し、又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>⑤ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	--

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中間決算公告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中間決算公告(要旨)</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 中間決算公告</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中間決算公告(要旨)</p> <p>(略)</p> <p>中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p>

<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を拘かせざる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応の有無</p> <p>③ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>④ 当該事象又は状況を解消し、又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>⑤ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	--

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案		現行	
別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)		別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)	
第1期	第1期中間決算公告	第1期	第1期中間決算公告
(略)	(略)	(略)	(略)
中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。		1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	
(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項		(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項	
① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容		① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容	
② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応		② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無	
③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由		③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画	
④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別		④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無	
(2)～(12) (略)		(2)～(12) (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
第2期	第2期中間決算公告(要旨)	第2期	第2期中間決算公告(要旨)
(略)	(略)	(略)	(略)
中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)	中間貸借対照表 ( 年 月 日現在)
(略)	(略)	(略)	(略)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。		1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	

<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を拘りさせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応の有無</p> <p>③ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>④ 当該事象又は状況を解消し、又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>⑤ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	--

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係) 第1期 中間決算公告</p>	<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係) 第1期 中間決算公告</p>
<p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p>
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ <u>当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</u></p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2期 中間決算公告(要旨)</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)</u>に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ <u>当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u></p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2期 中間決算公告(要旨)</p> <p>(略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在)</p> <p>(略)</p>
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らか</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らか</p>

<p>か)になるように記載すること。</p> <p><u>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>か)になるように記載すること。</p> <p><u>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	---

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表 (略)</p> <p>2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(15) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表 (略)</p> <p>2 第 期中 ( 年 月 日現在) 中間連結貸借対照表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(15) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

改正案	現行
<p>別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p>	<p>別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係) 第1 第 期 中 間 決 算 公 告 (略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p>
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)</u>は、次に掲げる事項</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</p> <p>(2)～(6) (略) 3～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) (略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</p> <p>(2)～(6) (略) 3～7 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨) (略)</p> <p>中間連結貸借対照表 ( 年 月 日現在) (略)</p>
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らか</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らか</p>

<p>か)になるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項</u></p> <p>① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u></p> <p>② <u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応</u></p> <p>③ <u>当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u></p> <p>④ <u>当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>か)になるように記載すること。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u></p> <p>② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の有無</u></p> <p>③ <u>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u></p> <p>④ <u>当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>
--	---